

# 入札説明書

特別展「生誕125年・没後40年吉川観方ー日本文化へのまなざし」の集荷・陳列・撤収・返納業務に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。この場合において、当該入札説明書等に疑義のある者は、下記4の(1)に掲げる者の説明を求めることができます。

## 1 公告日

令和元年7月17日

## 2 競争入札に付する事項

### (1) 業務名

特別展「生誕125年・没後40年吉川観方ー日本文化へのまなざし」の集荷・陳列・撤収・返納業務

### (2) 業務内容

仕様書によります。

## 3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加者停止等措置要領による入札参加停止の期間中でないこと
- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る競争入札の参加資格等に関する規定（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目Q7（諸サービス）に「主」として登録し、かつ主な取引品目・業務内容が「美術品の輸送」で届け出ていること。
- (4) 過去5年間で当館展覧会における美術品の集荷・陳列・撤収・返納業務を履行した実績を有すること。

## 4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、契約を担当する部下等の名称及び問い合わせ先  
〒630-8213 奈良市登大路町10-6  
奈良県立美術館 総務課  
電話 0742-23-3968 FAX 0742-22-7032
- (2) 入札の日時及び場所  
令和元年8月7日（水）14時  
奈良県立美術館特別応接室（奈良市登大路町10-6）
- (3) 郵便による入札  
実施しません。

## 5 入札説明会

実施しません。

## 6 入札方法

- (1) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、

- 見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (2) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をしたうえ、所定の場所及び日時に入札してください。入札書は再度（2回目の）入札を行う場合がありますので、2枚用意してください。）
  - (3) 代理人をもって入札する場合は、その委任状を入札と同時に提出してください。なお、この場合入札書には、入札者の住所氏名欄に入札者本人の住所氏名を記載のうえ、代理人と表示し、代理人の氏名を記載のうえ委任状で申請した代理人印を押印してください。
  - (4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し又は取り消すことはできません。
  - (5) 初度の入札において、無効な入札をした場合は、再度入札に参加することはできません。
  - (6) 再度（2回目の）入札においても予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、2回の入札を通じて最低の価格をもって有効な入札を行った者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき随意契約の手続きに入ることがあります。その際見積書が必要となりますので、1部用意してください。
  - (7) 開札は、入札終了後直ちに行います。その際、入札者本人又はその代理人が立ち会わないときは当該入札事務に関係のない県職員を立ち会わせて行います。
  - (8) 入札の際には、入札資格確認通知書（またはその写し）を持参してください。

## 7 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、上記3を証明する書類として、必要な書類を次に示すとおり提出しなければなりません。なお、入札参加者は、入開札の前日までの間において、奈良県から提出書類等に関し、説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

- (1) 参加意向申出書（様式1）
- (2) 誓約書（様式2）
- (3) 契約履行実績証明書（様式3）
  - ア 提出期限 令和元年7月26日（金）16時30分まで（受付は9時から16時30分まで）
  - イ 場 所 上記4の(1)に示す場所
  - ウ 提出方法 持参または郵送  
郵送による場合は書留郵便とし上記の期限までに必着のこと  
また、封筒に『特別展「生誕125年・没後40年吉川観方ー日本文化へのまなざし」の集荷・陳列・撤収・返納業務』と朱書きしてください。
- エ 部 数 各1部
- オ 適否通知 令和元年7月30日（火） FAXで通知します。
- カ その他
  - ・作成及び提出に係る費用は申請者の負担とします。
  - ・提出された申請書等は入札資格者の確認以外に提出者に無断で使用しません。
  - ・提出された申請書等は返却しません。

## 8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) この入札説明書で示した競争入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 奈良県契約規則第7条に該当する入札  
詳細についてはアからオに掲げるとおりです。
  - ア 知事の定める入札条件に違反した入札
  - イ 入札書に記名押印（代理人による入札の場合、代理人の記名押印）を欠く入札
  - ウ 入札書の重要な文字の誤脱などにより必要な事項を確認できない入札

- エ 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
- オ 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (3) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (4) その他、入札に関する条件に違反した入札

## 9 落札者の決定方法

- (1) 開札は、入札に参加する者又はその代理人が出席して行うものとします。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度（2回目の）入札を行う場合があります。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。
- (4) 落札者となるべき者が、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格をもって入札したときは、当該入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を確実に履行できることができるかを照会するために、当該落札者の決定を保留することがあります。

## 10 契約書作成の要否等

- (1) 落札者は、契約書を作成することを要します。契約書作成の費用については、落札者の負担とします。
- (2) 落札者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき、遅滞なく契約を締結するものとします。
- (3) 落札者は契約書に金額内訳明細書を添付することを要します。

## 11 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由が認められたときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあっては その者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、上記(1)から(5)いずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記(6)に該当する場合を除く。）において、本県が当該下請け契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

## 12 契約の解除

契約の締結後、契約者について11の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。なお、11の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

## 13 その他

### (1) 入札保証金

免除します。ただし、落札者が落札後契約を締結しない場合は奈良県契約規則（昭和39年5月25日奈良県規則第14号）第11条の2項に基づき入札金額の100分の5に相当する額を損害賠償請求します。

### (2) 契約保証金

奈良県契約規則第19条に定めるところによります。

## 14 注意事項

- (1) 仕様書に関わる質問等については、質問票（様式4）に必要事項を記入し、下記連絡先にFAXで送信してください。質問票をFAXで送信した場合は、あわせて電話連絡をしてください。質問受付は令和元年7月23日（火）16時30分までとします。回答については7月25日（木）までにFAXで行います。
- (2) 入札手続きに関する質問（証明書記載方法、日程確認等）については電話でも受け付けます。
- (3) 入札書等の記入については、6頁以降の記入例を参考にしてください。
- (4) 落札者は、この契約による事項を処理するための個人に関する情報の取扱については、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければなりません。
- (5) 契約業者は、本契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならないものとします。ただし、予め書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではないものとします。
- (6) 事情により、入札事務を中断し、入札の延期を行う場合があります。

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

### (収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### (目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

### (漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

### (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

### (再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

### (資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

### (取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

### (事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

### (損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

(注：「甲」は「実施機関」を、「乙」は「受託者」をいう。)

# 入 札 書

見積もった金額の「110分の100」に

金

円

ただし、特別展「生誕125年・没後40年吉川観方ー日本文化へのまなざし」の集荷・  
陳列・撤収・返納業務

入札保証金 免除

上記のとおり入札します。

令和 年 月 日

入札年月日を記入してください。

奈良県立美術館

館長事務取扱 及川 あずさ 様

入 札 者

入札する法人の住所を記入してください。

住 所

氏 名

印

入札する法人の名称及び代表者名を記入してください。

県に登録している代表者印を押印してください。

(代理人

印)

代理人による入札の場合は代理人の氏名を記入し、委任状で申請した代理人印を押印してください。  
※代理人の氏名・押印がない場合、入札は無効になります。

表

入 札 書 在 中 (初度入札)	
奈良県立美術館	
館長事務取扱 及川 あずさ 様	
事業名	特別展「生誕125年・没後40年吉川観方—日本文化へのまなざし」の集荷・陳列・撤収・返納業務
入札者氏名	○ ○ ○ ○

裏

### 注意事項

- 1 入札時には、必ず入札参加通知書を持参してください。
- 2 入札書記載金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税抜きの金額）を記入してください。
- 3 入札時には封筒を持参してください。入札箱に投函する際は、封緘し、封書表に「入札書在中」と明示してください。なお、使用する封筒は社名が印刷されたものにしてください。
- 4 入札は再入札が起こりえますので、入札書は2枚用意してください。
- 5 代理人により入札する場合は、委任状の提出が必要です。委任状は封筒に入れる必要はありません。
- 6 封筒裏面の印鑑は代表者印（委任状の代理人印も可）を押印してください。
- 7 12頁の「入札者心得」をよく読み、入札してください。

# 委任状

代理人の氏名を記入してください。

私は、

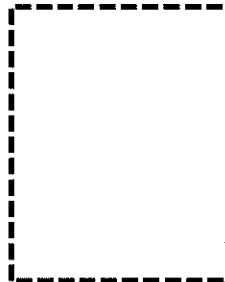
を代理人と定め、次の行為を行う

権限を委任します。

事業名 特別展「生誕125年・没後40年吉川観方ー日本文化へのまなざし」の集荷・  
陳列・撤収・返納業務

委任事項 上記委託業務の入札に関する一切の件

受任者使用印鑑



入札に使用する代理人印を押印してください。

令和 年 月 日

入札年月日を記入してください。

奈良県立美術館

館長事務取扱 及川 あずさ 様

委任者

入札する法人の住所を記入してください。

住所

氏名

入札する法人の名称及び代表者名を記入してください。

印

県に登録している代表者印を押印してください。



# 入 札 書

金

円

ただし、特別展「生誕125年・没後40年吉川観方ー日本文化へのまなざし」の集荷・陳列・撤収・返納業務

入札保証金 免 除

上記のとおり入札します。

令和 年 月 日

奈良県立美術館  
館長事務取扱 及川 あずさ 様

入 札 者

住 所

氏 名

印

(代理人

印 )

# 委 任 状

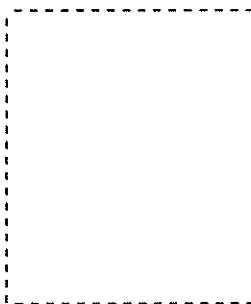
私は、 \_\_\_\_\_ を代理人と定め、次の行為を行う  
権限を委任します。

## 記

事業名 特別展「生誕125年・没後40年吉川観方－日本文化への  
まなざし」の集荷・陳列・撤収・返納業務

委任事項 上記委託業務の入札に関する一切の件

受任者使用印鑑



令和 年 月 日

奈良県立美術館  
館長事務取扱 及川 あずさ 様

委 任 者

住 所

氏 名



## 入札者心得

- 1 入札室においては、静粛にしなければならない。
- 2 入札者（その代理人を含む。以下同じ。）以外の者は、入札室に立ち入ってはならない。
- 3 入札者が入札しようとする場合は、係員に入札参加通知書を提示すること。また、代理人の場合は、その委任状を提出しなければならない。
- 4 すでに投函した入札書の引き替え、変更または取消しは認めない。
- 5 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 6 入札者は、入札執行の完了に至るまではいつでも入札を辞退することができる。また、入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- 7 次の各号に該当する入札は、無効または失格とする。
  - (1) 入札書に記名押印を欠く入札
  - (2) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
  - (3) 同一入札者がなした2以上の入札
  - (4) 入札金額の訂正した入札または判読しがたいと認められる入札
  - (5) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
  - (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
  - (7) 係員の指示に従わない等入札室の秩序を乱した者の入札
  - (8) その他入札条件に違反した入札
- 8 落札価格は、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額である。